

2026年（令和8年）3月7日

高市早苗内閣総理大臣殿
平口洋法務大臣殿

殺人事件被害者遺族の会・宙の会
会長 小林賢二 代表幹事 高羽悟
他 21事件被害者遺族一同



陳 情 書

～「殺人事件の損害賠償判決に対する代執行制度の確立」及び「殺人事件の損害賠償請求権の確保」について～

『その瞬間（とき）の、“驚愕”と“失われていく意識”の中で、何を脳裏に刻んで絶命したのだろうか』私たち殺人事件の被害者遺族は、その瞬間を思い出すたびに胸が締め付けられます。

私たちは事件後、絶望の極みを経験しました。その私たちを「殺人事件被害者遺族の会・宙の会」結成へと導いたものは、人の生命を奪った者が、時が来れば何らの制裁を受けないという、不条理が法律によって定められていたことへの素直な疑問でした。

その思いを共有する私たちは、平成21年2月28日「宙の会」を結成致しました。結成後の流れは、法務省の時効制度に関する取組み及び自民党政権下の森英介法務大臣の「勉強会」発表等、そして政権交代後の千葉景子法務大臣等の取組みの中で、まさに一気に公訴時効制度廃止法案が成立致しました。その背景には、国民の安全・安心を願う強い思い、さらに何よりも被害者の慟哭の叫びが大きく後押ししたと心に刻んでおります。

私たちの願いは、私たちの事件を教訓に、一人一人が生命の大切さを考え、生命を尊ぶ秩序ある社会の実現にあります。その為には、政策として、生命の尊厳を理念とする学校教育を充実して頂きたいと願います。一方、生命の尊厳を奪う実行行為に対しては、刑事法と民事法の両輪にわたる償うことへの制度を確立して頂きたいと存じます。刑事法においては、平成22年4月27日、公訴時効制度が廃止となり、刑事法における償いの制度は確立致しました。しかし、民事法においては、未だ加害者に対する償いの制度は実効性のない法制度になっている現況にあります。（別添「宙の会主張」参照）

これまで「宙の会」は、歴代法務大臣12名（更迭等大臣除く）に対して、また警察庁の犯罪被害者等基本法の見直し意見聴取会を含めて、「殺人事件の損害賠償判決に対する代執行制度」の確立について訴えて参りました。そして昨年・令和7年から、内閣を代表して議案提出権を有する内閣総理大臣宛にも陳情書を提出することと致しました。

陳情の趣意は、殺人事件に対する賠償判決の実効性確保のために代執行制度の確立及び判決を得たものの20年以内に履行できなければ消滅（民法167条）となり再提訴を余儀なくされること、さらに殺人行為から20年経過すると賠償請求権消滅（民法724条）するという法制度の改正を求めるものです。

刑事法において、人の生命・身体に対する重大事件に関しては公訴時効廃止となっておりますが、民事法においては時効制度が継続しており整合性が取れてない違和感を抱いており早急に斟酌願いたいと存じます。

具体的には、宙の会事例として、殺人事件の損害賠償判決を得た事件3件（①札幌信金女性職員殺人事件（刑事法では時効、平成20年3月、7千万余判決）②群馬町三ツ寺一家三人殺人事件（平成31年1月、1億円余判決）③広島市廿日市市女子高校生殺害事件（令和2年3月、遺族意向により判決内容非開示）ありますが、うち2件は加害者逃亡中につき未執行、1件は無期懲役収監中のため未執行の現況にあります。

今後、仮に逃亡中の者が確保されたとしても、また無期懲役収監中の支払い能力等の問題から、判決内容に対する実効性は限りなく乏しい状況にあります。

よって、遺族から国への賠償判決内容譲渡そして国側の求償権に基づく代執行制度の確立を強く陳情致します。

また、昨年：令和7年10月、26年間長期未解決事件（名古屋市西区主婦殺人事件）の容疑者が、刑事法における公訴時効廃止効力により逮捕されました。今後刑事裁判が始まります。

しかし、民事法においては、不法行為（殺人）から20年経過のため、損害賠償請求権が消滅しており、現法規では訴訟できない状態です。

唯一最高裁の救済判決とも言われている、時効後26年後に出頭してきた加害者に賠償判決が下された事件があります。冒頭、生命の尊厳を奪う実行行為に対しては、刑事法と民事法の両輪にわたる償うことへの制度を確立して頂きたいと述べましたが、本件及び今後20年を経過した長期未解決事件の容疑者確保となっても、民事法では賠償請求権がなし得ない現法体制は、明らかに逃げ得を許すものであり、犯罪抑止の観点からも法秩序の崩壊を示すに等しい重大な問題と考えております。

よって、宙の会としては従来の「殺人事件賠償判決に対する代執行制度の確立」陳情に加え、新たに「殺人事件に対する賠償請求権の確保」に関する陳情を致します。

被害者の無念そして事件後苦悩し続けている私たち遺族の思いを、国会及び関係機関においてもよくよく斟酌していただき、生命の尊厳に対する政策の実現にご尽力賜りますよう衷心からお願い申し上げます。

以上